

## 被災地支援に関する税務上の取扱い

このたびの豪雨および土砂災害により、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地支援・復旧に全力を尽くされている関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

多くの方々が、被災地支援を考えられていると思います。そこで、被災地支援にかかる、税務上の取扱いを以下に紹介させていただきます。

### 1. 被災義援金

義援金が所定の要件を満たすものであれば、国又は地方公共団体に対する寄附金として取り扱われます。

(個人)・・・所得控除の対象となる

(法人)・・・国・地方公共団体等への寄附金とみなされ、全額損金算入(基通9-4-6)

#### ※国・地方公共団体等への寄附金とは

募金団体(日本赤十字社・共同募金等)を通じて拠出した義援金が、最終的に国・地方公共団体に拠出されるものであることが、新聞報道・募金要綱等で確認出来るもので、税務署長が認めたものは、国・地方公共団体への寄附金として取扱われます。

### 2. 取引先に対する支援

取引先が被災した場合に、その復興の支援として、災害が発生してから通常の営業活動を再開するまでの期間内等におこなった以下の行為は、寄附金や交際費には該当せず、損金算入されます。

#### ①災害見舞金等

被災した取引先に、災害見舞金又は事業用資産の供与、役務の提供をした場合。

#### ②売掛債権等の免除等

被災した取引先に対して、売掛金や貸付金などの債権の全部または一部を免除した場合。(基通9-4-6の2)

#### ③低利または無利息融資

被災した取引先に対して通常の金利より低利または無利息でお金を貸した場合。(基通9-4-6の3)

### 3. 同業者団体へのお見舞金の拠出

所属する同業者団体の構成員が被災して事業用資産に損失が出た場合に、相互扶助等に係る規約に基づいて、各構成員が負担する分担金は寄附金とせず、全額損金に算入されます。

### 4. 下請企業に対する支援

#### ①有償支給材の被災損失負担

被災した下請企業の有償支給材の損失に対して、その損失を負担した場合には寄附金とせず、全額損金として扱われます。

#### ②従業員に対する見舞金

自社の従業員と同等の事情にある専属下請先の従業員や親族が被災した場合において、一定の基準に従って支給するお見舞金は、自社の従業員に支給する場合と同様に交際費とはせず福利厚生費として扱われます。

### 5. 自社製品の被災者への提供

自社製品の不特定又は多数の被災者を救援するために行なう提供は、寄付金とされず、全額損金として扱われます。（基通9-4-6の4）

### 6. ボランティア活動中の給与相当額

ボランティアとして参加している社員に対する給与は、寄附金に該当しないものとして扱われます。

\*なお、被災子会社に対する支援につきましては、特別の規定はありませんので、その子会社が「取引先」や「下請企業」等であれば上記の各規定の適用がありますが、取引や事業関連性の薄い子会社につきましては寄附金として取り扱われます。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>